○大村市地域密着型サービス事業者候補者選定委員会設置要綱

令和3年4月1日
告示第65号

(設置)
第1条　本市が公募する地域密着型サービス事業者(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。次条において同じ。)について、その候補者の適正かつ公正な選定を行うため、大村市地域密着型サービス事業者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。
(所掌事項)
第2条　選定委員会は、地域密着型サービス事業者の候補者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。
(組織)
第3条　選定委員会は、委員8人以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1)　学識経験者
(2)　関係団体に所属する者
(3)　市職員
(4)　その他市長が必要と認める者
(任期)
第4条　委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)
第5条　選定委員会に委員長及び副委員長を置く。
2　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
3　委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第6条　選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命の日以後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。
2　会議は、委員長がその議長となる。
3　選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5　選定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(守秘義務)
第7条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(庶務)
第8条　選定委員会の庶務は、福祉保健部長寿介護課において処理する。
(補則)
第9条　この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。